

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令案に対する
意見募集結果について

令和 5 年 12 月 25 日
内 閣 府
地域経済活性化支援機構担当室

内閣府では、「株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令案」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集しました。

その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 題名

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令案

2. 実施方法

- 意見募集期間 : 令和5年10月31日(火)から11月30日(木)まで
- 意見提出方法 : Web フォーム及び郵送にて御意見を受付

3. 提出意見数

1 件

4. 提出された御意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

5. 公布日・施行日

公布日: 令和5年12月25日

施行日: 令和5年12月25日

NO.	御意見	御意見に対する考え
1	3 ページの改正後欄の第五条の3 行目「その他」は「その他の」のほうがよい。「電子的方式」、「磁気的方式」は「人の知覚によっては認識することができない方式」の例示であるから。	御指摘の部分につきましては、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21 年法律第 63 号）第 18 条第 9 項において、「その他人の知覚によっては認識することができない方式」と規定されていることを受け、同様の規定ぶりとしていることから、原案どおりとさせていただきます。